

令和 7 年 4 月 1 日改定

重要事項説明書（短期入所生活介護）

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 湘南愛心会 特別養護老人ホーム かまくら愛の郷
所在地	神奈川県鎌倉市岡本 1022-32
介護保険事業所番号	1472101920
管理者及び連絡先	施設長 櫻井 健一 0467-41-1122

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	職員及び業務の管理	1 名
医師	診察等	1 名
生活相談員	相談、サービスの調整等	1 名
介護職員	食事他の介護等	10 名
看護職員	健康管理等	1 名
機能訓練指導員	日常生活動作の訓練等	1 名
管理栄養士	栄養管理等	1 名
介護支援専門員	施設サービス計画書の作成等	1 名
事務担当職員	事務等	数名

3 設備の概要

区分	数量	規模	備考
入居定員	20 名		
居室	個室	20 室（1 室 14.6 m ² ）	全室・家具・テレビ付
食堂・談話室	115.0 m ²		キッチン・ダイニング・大型テレビ
浴室	1 ヶ所		一般個浴
便所	16 居室・各ユニット共有 2 か所		車椅子対応
洗面所	全室に完備		
医務室	11.42 m ²		2 階設置

4 サービス内容

(介護保険適用サービス)

① 介護

利用者の心身状況に応じて適切な方法により食事・排泄・入浴等の介助を行います。

② 日常生活上の世話

個人としての尊厳に配慮しながら、適切な整容等についてお世話をします。

③ 相談・援助

利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な助言、その他の援助を行うよう努めます。

④ 機能訓練

日常生活を通して利用者の状況に応じた機能訓練を行い、必要な機能を改善し身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康管理

看護師による日常の健康チェックをします。また、緊急に受診等が必要な場合には、かかりつけ医と連絡をとり、必要時は協力病院（湘南鎌倉総合病院）にて対応します。

⑥ 療養上の世話

教養娯楽設備を備えて適宜レクリエーション等を行い、施設での生活を実りあるものとなるよう努めます。

⑦ 送迎

入退所に際し、利用者の希望により自宅と施設の間を送迎します。

(介護保険適用外サービス)

① 居住

ベッド・洗面・トイレ・洋服収納家具・テレビ台兼収納家具がついた個室を提供します。

② 食事

管理栄養士の下、栄養と利用者の身体状況に応じ、かつ嗜好を考慮した食事を提供します。

5 利用料金

① 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。この金額は、次の 2 種類に分かれます。なお、2) の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています。疑問点等があれば、お尋ねください。

1) 介護保険の適用を受けるもの

区分	金額	内容の説明
① 利用料	要支援 1 586 円 (1 割) 1,172 円 (2 割) 1,758 円 (3 割)	1 日の料金 ※機能訓練体制 加算 12 単位含む
	要支援 2 723 円 (1 割) 1,447 円 (2 割) 2,170 円 (3 割)	
	要介護 1 808 円 (1 割) 1,616 円 (2 割) 2,424 円 (3 割)	1 日の料金 機能訓練体制加 算 12 単位 看護体制加算 I II 12 単位 夜間職員配置加 算 II 18 単位 含む
	要介護 2 882 円 (1 割) 1,763 円 (2 割) 2,645 円 (3 割)	
	要介護 3 963 円 (1 割) 1,926 円 (2 割) 2,888 円 (3 割)	
	要介護 4 1,040 円 (1 割) 2,079 円 (2 割) 3,119 円 (3 割)	
	要介護 5 1,114 円 (1 割) 2,229 円 (2 割) 3,343 円 (3 割)	
③ 個別の加算	送迎加算 199 円 (1 割) 399 円 (2 割) 598 円 (3 割)	送迎実施地域内 の片道の料金

上記以外の加算として

サービス提供体制加算 I 1 24 円 (1 割) 48 円 (2 割) 71 円 (3 割)

介護職員処遇改善加算 I (所定単位合計 (基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数) × 0.14) が別途かかります。

※利用料・加算料＝基本額 (加算を含む) × 10.83 円 (地域加算) を計算した合計額の 10%～30% (介護保険負担割合証に準ずる)

※上記の他介護報酬に係る利用者負担金については厚生労働大臣の定める告示上の額です。

2) 介護保険の適用を受けないもの

区分	金額	内容の説明
① 滞在費	2,190 円	1 日の滞在費
	負担限度額認定証をお持ちの方	
	第 1 段階 880 円	
	第 2 段階 880 円	
	第 3 段階(1) 1,370 円	
	第 3 段階(2) 1,370 円	

② 食事代	2,000 円	1 日の食事代
	負担限度額認定証をお持ちの方	
	第 1 段階 300 円	
	第 2 段階 600 円	
	第 3 段階(1) 1,000 円	
	第 3 段階(2) 1,300 円	

※ 上記の他、介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。

② 利用者負担金は、サービスを提供した翌月の中旬までに請求致します。次のいずれかの方法によりお支払いをお願いします。

A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から 27 日に引き落とします。手数料のご負担はありません。）

B 現金払い（初回に限りお願いする場合があります）月末までに事務窓口でお支払下さい

C 銀行振り込み（初回に限りお願いする場合があります）月末迄に下記口座までお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。）

横浜銀行 大船支店 普通預金口座（口座番号 1823408）
口座名義 社会福祉法人 湘南愛心会
理事長 塩野 正喜

6 サービス利用の中止

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

(ア) 連絡窓口：0467-41-1122（代表）へお願いします。

(イ) 連絡時間：午前 9：00～午後 5：00

(2) 利用者の都合でサービス利用を中止にする場合には、出来るだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、キャンセル料が生じることになりますので、あらかじめご了承ください。（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は発生いたしません。）

(3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時間	キャンセル料	備考
サービス利用日の前々日まで	無料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の 50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100%	

7. サービスの方針

① 介護と生活の一体化

その人らしい生活様式や生活習慣などを尊重した生活の場を提供します。

② 自立支援

共同生活とプライバシーの調和に努める一方、趣味活動やレクリエーションへの参加を通じ、自己表現の意欲を高め、生きがいにつながる生活の場を提供します。

8. サービス利用にあたっての留意点

① 面会時間

午後 1 時半～午後 5 時にお願いします。

② 金銭・貴重品の管理

原則お持ちにならないで下さい。万が一ご持参された場合には事務所預かりとさせていただきます。

③ 外出

職員へお申し出下さい。(身体状況等によりお断りする場合があります。又外出許可書の手続きが必要です。)

④ 飲酒

飲酒は極力ご遠慮下さい。

⑤ 所持品の持込み

ペットを除き原則自由としますが、職員にお申し出下さい。

⑥ 施設・設備の使用上の注意

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相応の代価をお支払いいただく場合があります。

⑦ その他

施設内での宗教活動・政治活動・入居者間の金品授受等は禁止致します。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中（利用期間中）の事故、体調急変等は、まずはご家族へ連絡を致します。受診やご利用中止等のご家族の判断で医療機関（かかりつけ医）とご相談下さい。但し、ご家族への連絡がとれない場合、又は緊急性が高い状態変化時に湘南鎌倉総合病院への搬送となりますことを予めご承知下さい。

協力病院

名 称	： 湘南鎌倉総合病院
代表者	： 院長 小林 修三
所在地	： 鎌倉市岡本 1370-1
連絡先	： 0467-46-1717

10. 非常災害対策

非常災害に関する具体的（火災・風水害・地震等）計画を作成し、防火管理者及び消防等について責任者を定め、非常災害に備えるため年 2 回以上、定期的に避難、救出訓練を行います。

11. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号	0467-41-1122
	FAX 番号	0467-41-1121
	責任者	小関 達也

以下の公的機関においても苦情申出等が出来ます。

神奈川県 高齢福祉課 福祉施設グループ	所在地	神奈川県横浜市中区日本大通 1
	電話番号	045-210-4851
鎌倉市役所 介護保険課	所在地	神奈川県鎌倉市御成町 18-10
	電話番号	0467-23-3950
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	所在地	神奈川県横浜市西区楠町 27-1
	電話番号	045-329-3447

12. 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 湘南愛心会
代表者名	理事長 塩野 正喜
所在地・電話	鎌倉市上町屋 750 電話 0467-42-1717
業務の概要	特別養護老人ホーム かまくら愛の郷 (介護予防) 短期入所生活介護 通所介護 通所型サービス 0 居宅介護支援事業者 介護老人保健施設 かまくら (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 通所リハビリテーション 特別養護老人ホーム 逗子杜の郷 (介護予防) 短期入所生活介護 居宅介護支援事業者
事業所数	3 ヶ所

13. 損害賠償について

当施設において事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。又、守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められた場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

14. 虐待防止の措置

施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- ・「虐待防止の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて虐待の発生又は、再発の防止に努める。
- ・虐待防止委員会を 2 月に 1 回開催、議事録を作成し、従業者に周知徹底する。
- ・虐待の発生又は、再発の防止する為の研修を年に 2 回開催する。
- ・施設は、サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- ・虐待防止責任者 氏名 櫻井 健一 （施設長）

15. 身体拘束等の適正化について

施設は、サービスの提供にあたり身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- ・「身体拘束適正化の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて身体拘束廃止等の適正化に努める。
- ・身体拘束適正化委員会を 2 月に 1 回開催、議事録を作成し、従業者に周知徹底する身体拘束等の適正化の為の研修を年に 2 回開催する。

16. 業務継続計画（BCP）の策定に関する事項

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- ・施設は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修を年 2 回開催する。また、訓練を年 2 回実施するものとする。
- ・施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、本書面を交付して重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 社会福祉法人 湘南愛心会
特別養護老人ホーム かまくら愛の郷
説明者 松井 久美子 印

サービス契約の締結に当たり、本書面の交付と説明を受け、サービス提供の開始に
同意をしました。

利用者 氏名 印

代理人・立会人（該当する場合）

氏名 印